

◆ I B F 中央交渉妥結①

I B F（国際労使交渉フォーラム）協約の役割

非居住特別組合員の労働条件・環境の改善、福利厚生・教育訓練の拡充に向け

日本商船隊の F O C 船（便宜置籍船＝Flag of Convenience 船）に乗り組む、外国人船員（非居住特別組合員）の賃金を決定する I B F 中央交渉が9月1日から9月3日まで開催され、妥結した。交渉は I T F 本部（英国・ロンドン）で労使対面方式で行われ、コロナ禍のため英国で直接参加できない各国の I T F 加盟船員組合や、船主および船員雇用会社などは W e b による参加の、ハイブリッド形式での交渉が行われた

3日間の交渉において、I T F 側は国際航海に従事する船員がコロナ禍の影響で長期乗船を強いられる中、その職責を全うしグローバル社会の物流を支えている船員に対する評価の必要性をベースに、昨今（交渉時）の海運市況の好況などを材料に船員への適切な還元を求めた。

他方、雇用者団体側は、コロナ禍において船主も同様に追加のコストなどの負担が発生していることや、海運市況の状況による利益は船種によってのばらつきが大きいことなどを理由に、労働側の求める賃上げ水準に合意せず、交渉は連日深夜（日本時間）に及んだ。

厳しい交渉ではあったものの、最終的には国際労使で協力しグローバル・サプライ・チェーンを維持していく必要があり、そのためには相互理解をベースとした歩み寄りが必要であるとのコンセンサス形成に至り、合意水準を見出した。

今回の I B F 交渉においては、I B F 中央で2022年1月1日から3%、2023年1月1日から1.5%の賃金の増額が決定され、それに伴い死亡保障や障害給付なども同様の増額を確認している。また、I T F 承認協約に定められる船主が船員の福利厚生を目的として I T F に拠出している船員支援基金（IBF Seafarers Support Fund）の会社への還付金などの増額が確認されている。

これらの確認をもとに、本組合が有する日本版 I B F 協約の改定に向け地域交渉が行われた。

I B F 協約とは

国際交渉フォーラム（International Bargaining forum）の略称＝I B F は、F O C 船に乗り組む船員の賃金を決定する国際労使交渉の場となっている。

船員側は本組合をはじめとする I T F 加盟船員・港湾組合および I T F 書記局で構成される労働側交渉団を結成し、使用者側は日本の船員雇用者団体である I M M A J、欧州の船員雇用者団体である I M E C、単社で参加している Ever Green、韓国の船員雇用者団体である K S A など構成される J N G（合同交渉団：Joint Negotiation Group）を結成し交渉を行う。

その交渉で合意された協約が I B F 協約とされ、I T F の承認協約の1つとなっている。

I T F 承認協約には

- ① I T F 標準協約
- ② I T F - T C C（Total Crew Cost）協約
- ③ I B F 協約
- ④クルーズ船協約
- ⑤オフショア協約

などがあり、それぞれ決定のメカニズムが異なる。